

同居家族の勤務先におけるCOVID-19のクラスター発生等を理由に 診療・手術の延期を求めたことが正当化された事例 —適切な患者対応による訴訟提起の回避可能性—

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

本件は、顎変形症の外科矯正治療を希望している患者(高校3年生, 男性)の母親が新型コロナウイルス感染症(以下「COVID-19」)の集団感染が発生した病院に勤務していることを理由に患者の受診を拒否したことが、診療契約上の債務不履行または不法行為にあたる等として、患者の父親が病院に対し慰謝料の支払いを求めた事案である。

裁判所は、審理の結果、病院の対応がいずれも正当な理由に基づくものであり、社会通念上相当であったと認し得るものであるとして、患者の請求を棄却した。

キーワード: COVID-19, 新型コロナウイルス感染症, クラスター, 応招義務, 顎変形症

判決日: 旭川地方裁判所令和3年10月15日判決

結論: 請求棄却(請求額30万円)

【事実経過】¹⁾

年月日	経過
令和元年 5月7日	患者A(高校3年生, 男性)は、顎変形症の外科矯正治療を希望し、母親であるBとともに、H病院歯科口腔外科を受診し、H病院を運営する法人との間で診療契約を締結した。 Aに予定されていた手術は、顎変形症手術のうち、下顎枝矢状分割術と呼ばれる方法であり、H病院においては、同手術を行う場合、手術前検査から手術までの時間が経過すると、顎骨と歯列の状態が変化し、手術に影響する可能性があることから、手術予定日の2～4週間前頃に手術前検査を行っており、手術日を変更する場合には、手術前検査の日程も変更する必要があった。 また、手術は、全身麻酔での手術となり、術後2週間程度、顎間固定をする必要がある。
令和2年 4月27日	H病院は、COVID-19に対する対応指針を策定した。 同指針においては、旭川市内5基幹病院のCOVID-19患者数が30人を超えて増加する場合(レベル2)は、外来患者について60～70%に、入院について不要不急の入院を制限して60～70%に、手術についてはlevel 3の手術(数日から数ヵ月以内に手術しないと致命的になりうる疾患)のみとして60～70%に、それぞれ制限することとしていた。 なお、同指針によれば、Aに予定されていた手術は、level 1(致命的疾患でない、急を要しない外来疾患など)の手術であり、感染拡大の状況がレベル1以下[旭川市内5基幹病院の

	<p>COVID-19患者数が30人未満(H病院成人1~2名以内)]の場合に実施するものとされていた。</p> <p>また、H病院では、「入院前および入院時の患者への確認と指導」として、予定された入院前には「2週間のStay Home[予定された入院の準備として、不要不急の他者(同居家族を含みます)との接触や地域移動を控えること]」を可能な限り徹底するとの方針を定め、確認事項として、COVID-19陽性例と直接の濃厚接触や感染流行地域への移動、滞在を挙げている。</p>
9月1日	H病院の主治医であるO医師は、A、母親Bおよび父親Cに対し、外科治療の流れと手術日程等を説明し、父親Cらの意向もふまえて、同年12月8日に入院し、12月10日に手術を行う予定とした。
11月16日	父親Cは、H病院に電話し、Aの手術前検査を受けるための受診日を、11月24日午前10時30分とする予約をした。
11月22日	母親Bが勤務するI病院(旭川市内の5基幹病院の1つ)において、職員13人、患者19人がCOVID-19に感染したことが判明した。
11月23日	I病院にて新たに職員5人、患者9人の感染が判明した。
11月24日 午前9時30分頃	母親Bは、H病院に電話をし、受付職員に対し、自身がI病院で勤務していること、同院でCOVID-19の感染者が出たため、PCR検査を受けたが陰性であったことなどを伝え、予定通りAと受診しても良いかを尋ねたところ、確認して折り返す旨の回答がされた。
午前9時49分	O医師は、受付職員から上記連絡を受け、予定されていたAのCT検査の予約を取り消した。
午前11時16分 11時40分	<p>母親Bは、H病院の受付職員から折り返しの電話を受け、受付職員から、主治医より後で電話があること、本日の受診は延期してほしいこと、母親Bが付き添わず、Aのみで受診することもできない旨が伝えられた。</p> <p>O医師は、Aの受診につき、感染制御部に確認したところ、感染制御部から、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現時点でもI病院のクラスターの原因が特定されておらず、さらに感染者が増えている状況であるため、母親のPCR検査が陰性であっても、勤務を継続している状況であり、また、予定されている手術は不急な手術であるため、延期してもらうのが基本であること ② 予定どおり12月8日に入院し手術を受ける場合は、2週間患者本人と母親が別の場所で生活する等の方法で接触を断つなら、入院・手術は可能であるが、そうでなければ、I病院のクラスターが収束している可能性を考え、数か月後に手術を延期するとの対応になる旨の回答がされた。
午後4時24分	<p>O医師が母親Bに電話をし、感染制御部に確認したところ、延期してもらうのが基本であるが、もし12月に手術をする場合には2週間患者本人と母親の接触を断つなら可能である旨を述べ、母親Bは、仕方なく入院日を令和3年2月2日、手術日を2月4日、手術前検査のための受診日を1月26日に変更することを了承した。</p> <p>その際、O医師は、その時期のCOVID-19の流行状況等によっては、さらなる延期・変更をお願いする可能性がある旨を伝えた。</p> <p>なお、I病院にて新たに職員4人、患者8人の感染が判明した。</p>
11月25日	父親Cは、H病院に電話をし、「母親がI病院職員であることを理由に診療を拒否された。これから歯科口腔外科にも電話する」等と伝えた。

午前11時30分頃	H病院医療支援課の課長補佐Pは、父親Cに電話をしたが、Pおよび父親Cのいずれも11月24日の手術延期の際の直接の当事者ではなかったことから、父親Cに対し、母親Bから直接電話をするように依頼した。
午後6時30分頃	母親Bは、Pに電話をし、手術に向けて準備もしており、延期した場合、Aが顔を腫らした状態で卒業式に出席することになるため、予定どおり手術をお願いしたい旨の希望を伝えた。Pは、再度歯科口腔外科に確認するが、必ずしも希望が叶うとは限らない旨を伝えた。
11月26日 午後1時頃	Pは、父親Cに電話をし、O医師に母親Bの希望を伝えたが、O医師からは11月24日予定した通り、延期する対応としたい旨の回答であったと伝えたところ、父親Cは、納得せず、H病院に向かう旨を伝えた。
午後2時頃	父親Cは、H病院医療支援課を訪れ、Pおよび同課の職員との会話において、母親BがI病院で勤務していることを理由に受診を拒否することは差別であり、医師法に反する旨の発言をした。

【事実関係の補足】

・ COVID-19 に関する本裁判例における認定

主に、飛沫感染または接触感染により伝播し、潜伏期間は1～14日間、発症は暴露から5日程度と考えられており、発症前の潜伏期にある感染症を含む無症状病原体保有者からの感染リスクもあるとされている。なお、令和2年2月15日時点で、国内におけるCOVID-19の感染者は41万5728例、死亡者は6952名と報告されている。また、COVID-19の感染の有無の診断に用いられるPCR検査の感度（真の感染者のうち、検査で陽性と判断される者の割合）については、60～70%とする報告があるほか、約90%であるとの報告もある。

【争点】

- ・ H病院がAの診察をしなかったことが診療契約上の債務不履行または不法行為にあたるか。

【裁判所の判断】¹⁾

1. 医師法19条1項について

医師法19条1項は、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定めているところ、この趣旨は、患者に医療へのアクセスを保障して、患者の生命・身体の保護を図ることにあり、その趣旨は、診療契約が締結されている場合にも妥当するものというべきである。ただし、医師または病院が受診を希望する患者の希望に応じなかったとしても、そのことからただちに債務不履行ないし不法行為上の責任を負うものではなく、前記医師法19条1項の趣旨もふまえて、患者の希望する診療の緊急性および必要性、ならびに医師または病院が患者の希望する診療に応じなかった目的、理由の正当性の有無および程度などの諸般の事情を総合考慮して、医師または病院の対応が社会通念上相当と是認し得る場合には、債務不履行ないし不法行為に該当しないものと解すべきである。

2. 患者の希望する診療の緊急性および必要性について

Bが罹患していた顎変形症は、成長終了後に手術適応が認められ、年齢の上限はなく、また、当初の予

定どおり手術をしなければ同人の生命、健康や、手術の効果への悪影響があるものとは認められない。

父親 C は、A の卒業式や受験勉強に支障が生じるなどと主張するが、いずれも心情的な不利益にとどまるものであり、上記医師法の趣旨に照らして、当初の予定どおり手術を行うべき緊急性、必要性が高かったとはいえない。したがって、令和 2 年 11 月 24 日に予定されていた手術前検査についても、同様の理由からこれを実施する緊急性、必要性が高かったとはいえない。

3. H 病院が患者の希望する診療に応じなかった目的および理由の正当性

(1) 11 月 24 日の受診に応じなかったこと

H 病院は、同日予定されていた A の受診に応じなかったものと認められるが、当時、I 病院で COVID-19 のクラスターが発生し、クラスターと認定されてからわずか 3 日後であって、同病院の職員および患者の感染者が増加傾向にあったことなどからすれば、H 病院内における感染対策の必要性、および旭川市内の 5 基幹病院の 1 つである I 病院において救急患者や新規患者の受け入れがされなくなる等の事態を想定した上で、これをふまえた被告病院内の態勢を検討する必要性が高まっており、どの程度の感染リスクのある者の来院を断るかなどの感染対策に関わる事項等は、H 病院全体で検討に当たる必要があったことから、A の受診の可否を主治医のみの判断で決定することは困難かつ不適切であったといえ、感染制御部における検討に時間がかかることを考慮して、主治医が受付職員を介して同日の受診の延期を求めたことには、十分な理由がある。

また、前述したとおり、A に予定されていた手術は、早急に行わなければ生命、健康に影響を与えるものではなく、手術および手術前の受診を延期したとしても、B に対する影響は小さいと考えられる一方、予定されていた手術は全身麻酔で行われるもので、一定のリスクのある侵襲性の高い手術であるから、術後の

顎間固定期間中に、A が新型コロナに罹患した場合、症状が重篤化する可能性も否定し得ず、旭川市内でクラスターが発生し、H 病院の医療態勢がひっ迫する可能性が予想される中で、H 病院が、A の手術および手術前の受診を延期すると判断したことには、相応の理由があったといえる。

さらに、主治医は、母親 B に対し、2 週間の隔離という選択肢も与えた上で、A の手術を延期することを提案し、A の親権者である母親 B がこれに仕方なくであったとしても応じたのであるから、H 病院が、一方的に A の手術日（およびこれに伴う手術前の受診日）の延期を決定したとまではいえないし、将来にわたって A の手術（およびこれに伴う手術前の受診）を行うことを拒絶したものでないから、H 病院に債務の本旨に従った履行をする意思がなかったともいえない。

父親 C は、主治医から他の選択肢が与えられなかったと主張するが、父親 C が主張する主治医とのやりとりを前提としても、主治医から、母親 B と A が 2 週間別居するか、母親 B が 2 週間仕事を休むことという選択肢が述べられている上、その後の発言も、上記隔離は現実的でないという主治医の見解を述べるものにすぎず、主治医が、延期以外の選択肢を与えなかったとはいえない。

(2) 11 月 25 日に父親 C らの要望に応じなかったこと

H 病院は、同日、父親 C らが当初の予定どおり手術を実施することを希望したのに対し、同月 24 日に A の手術を令和 3 年 2 月に延期したことを理由に、これを拒絶しているところ、そもそも手術予定日を延期したことについては、前述したとおり相応の理由があったものと認められる。そして、上記の手術の延期において考慮された事情は、同月 25 日においても何ら変わりがなかったことからすれば、H 病院が、同日、父親 C らの要望を受け入れなかったことにも、正当な理由があるといえるべきである。

なお、父親 C は、主治医および感染制御部は、H

病院の学長から処分される可能性を恐れて A の手術を延期したなどと主張するが、原告の想像の域を出ないものであり、これを認めるに足る証拠もないから、採用できない。

以上によれば、同月 24 日および 25 日の主治医または被告病院の対応は、いずれも正当な理由に基づくものであり、社会通念上相当であったと是認し得るものであるから、診療契約上の債務不履行とは評価できないし、不法行為に該当するともいえない。

【本判決後の経緯】

札幌高裁は、令和 4 年 3 月 16 日、本判決を支持し、H 病院の対応には正当な理由があったとして、父親 C らの控訴を棄却したとの報道がされている。

【コメント】

1. はじめに

本裁判例は、未成年の患者の家族の勤務病院にて COVID-19 のクラスターが発生した際、患者の診療をしなかったことが診療契約上の債務不履行または不法行為にあたるかが問題となった事例である。

感染症に罹患している患者に対する応招義務違反が問題となった事例については、[「HIV 患者に対する治療の拒否が違法とされた事例」](#)(東京地裁令和 2 年 3 月 5 日)を参照して頂きたいが、COVID-19 感染拡大に伴い、感染の疑いのある患者の要望等に対する対応方針を決める一助とされたい。

なお、本裁判例では、医師法 19 条 1 項違反が問題となっているため、医師の診療拒絶が問題となっていると思う読者もいるかと思うが、本件は、診療の求めを拒否した事案ではなく、あくまでも診療の求めを延期したことが医師法 19 条 1 項に違反しないかが問題となった事案であることにも注意して頂きたい。

2. COVID-19 と応招義務(医師法 19 条 1 項)

(1) 行政解釈について

医師法 19 条 1 項の行政解釈については、[「HIV 患者に対する治療の拒否が違法とされた事例」](#)(東京地裁令和 2 年 3 月 5 日)、[「急性期病院の入院患者への退院請求」](#)(東京地裁令和元年 10 月 31 日)等を参照されたいが、医療機関は、基本的には、令和元年 12 月 25 日付医政発 1225 第 4 号厚生労働省医政局長通知「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」²⁾(以下「令和元年通知」という)に基づいた対応をすることとなる。

令和元年通知では、特定の感染症への罹患等合理性の認められない理由のみに基づき診療しないことは正当化されないとしつつ、「1 類・2 類感染症等、制度上、特定の医療機関で対応すべきとされている感染症に罹患しているまたはその疑いのある患者等についてはこの限りではない」としている。COVID-19 は、令和 2 年 2 月 1 日に感染症法上の 2 類感染症に指定され、2 類感染症への指定の延長ができなくなった後も、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられ、基本的な感染症対策措置に変更はないため³⁾、COVID-19 への罹患は診療しないことが正当化される理由となり得る。

他方、令和 2 年 3 月 11 日付け「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点」⁴⁾(以下「令和 2 年事務連絡」という)によれば、「患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第 19 条第 1 項および歯科医師法第 19 条第 1 項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨する」との記載があり、単に COVID-19 感染の疑いがある診療を拒否することは正当化されないため、診療が困難な場合には診療可能な医療機関への受診を促

すこととされている。

(2) 本裁判例の事案について

結論として、H 病院が A らの要望に応じず診療しなかったことは正当化されているが、裁判所は、①患者の希望する診療の緊急性および必要性、②医師または病院が患者の希望する診療に応じなかった目的、理由の正当性の有無および程度等の諸般の事情を総合考慮して、医師または病院の対応が社会通念上相当と是認し得るか否かを判断するべきとした上で、①②の事情を丁寧に検討した上で、H 病院の対応が正当な理由に基づくものであると判断した。

この①②の事情は、令和元年通知が最も重要な考慮要素として挙げている緊急対応の要否の他、医療機関相互の機能分化・連携や医療の高度化・専門化などによる医療提供体制の変化等への配慮の観点から導かれている事情であるといえる。

A の顎変形症の手術は、手術に年齢の上限はなく、手術をしなくても生命、健康、手術の効果への悪影響がなかったため、緊急対応が必要ない事案であったといえる(①の事情)。

また、A の母親 B の勤務先である市内の 5 基幹病院の 1 つである I 病医院におけるクラスターが発生して感染者が増加傾向にあったことや、I 病院の救急患者・新規患者の受け入れがされなくなる事態等を想定した H 病院の態勢を検討する必要があることが認定されており(②の事情)、H 病院内の感染対策のみならず、地域全体における H 病院の役割にまで言及した判断をしている。

本裁判例の上記判断は、A の顎変形症の手術を延期したとしても、A の生命・身体に対する危険が悪化するものではないことから、A が適時に適切な医療を受ける途は保障されているといえ、患者の利益を必ずしも損なうものではない。他方、A と同行する母親 B が PCR 検査で陰性であったとしても、検査の精度から確実に罹患していないとはいえない状況において、H 病院としては、標準予防策を講じることができる

かを検討しなければならず、また、地域全体における医療資源の分配についても配慮する必要があったものであり、A が手術を受ける必要性よりも手術を延期する必要性が高いケースであった。

このように患者側の事情と医療機関側の事情とを比較検討する上で、地域全体における医療資源の活用をも考慮した意義のある判断といえる。

(3) COVID-19 に罹患しているおそれのある患者に対する対応方針

本裁判例では、H 病院の対応は正当な理由があるとされているが、患者が COVID-19 に感染している疑いがあることのみを理由として診療の求めに応じなかった場合には、令和 2 年事務連絡の内容に照らして正当化されない可能性がある。

医療機関としては、患者が COVID-19 に罹患している疑いがある場合、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(国立感染症研究所)⁵⁾等をふまえて、標準予防策ができていないか、他の患者との一定の距離の確保が可能かどうか等の感染対策が整っているかを検討する必要がある。患者の受診までに検討が困難であれば、本裁判例のように治療の延期を促すことは正当化されると思われる。

また、有限である医療資源をどのように活用するかという観点から患者の診療に応じるべきか否かを判断することも重要であり、患者の状態(緊急性の有無等)、感染状況等の社会情勢、地域全体の医療提供体制等をふまえて、COVID-19 感染している患者を診療できる他の医療機関への受診を促すことが適切であると判断できれば、他の医療機関の受診を促したこと自体が応招義務に違反するとは判断されず、医療機関の対応は正当化されるものと考えられる。

そして、治療の延期や他の医療機関への受診を促すことが適切であるとしても、患者側への説明は十分に果たすべきである。本件のような COVID-19 が感染拡大する状況下で、治療の延期や他の医療機関への受診を促すにあたって患者からの理解が得られ

にくい等必要ある場合には、例えば、患者および家族との面談の場を設定し、感染症対策専門の医師に同席してもらう等した上で、手術を延期等せざるを得ない事情について、分かりやすく説明をし、理解を得ることが重要となる。

本裁判例の事案では、母親 B がクラスターの発生した I 病院で勤務していることを理由に受診を拒否することが差別であり、医師法に反する旨の父親 C の発言があることから、患者側が、家族の勤務先でクラスターが発生したことが唯一の理由となって A の手術が延期されたと認識していた可能性があった。H 病院としては、令和 2 年 11 月 26 日に A の家族に電話をする時点で、単に「延期する対応をしたい」との従前と同じ趣旨の説明を繰り返すのではなく、H 病院に来院してもらった上で個別の説明の機会を設けることが望ましかったといえる。その上で、例えば、感染拡大に伴う地域全体の医療体制の拡充が求められる状況下で手術件数を減らす必要があること、A の顎変形症に対する手術よりも致命的になり得る疾患に対する手術を優先する必要があること、これらが理由で A の手術を延期せざるを得ないこと等の事情について説明を行い、理解を促すことで、A の家族との紛争化や訴訟提起を回避する途もあったように思われる。

なお、本裁判例と同時期に出された裁判例(東京地裁令和 3 年 8 月 5 日判決)⁶⁾では、食事後に嘔吐し、食あたりと診断された患者が翌日に再来院した際の体温測定により 38.3℃の発熱が確認され、COVID-19 の感染が疑われる所見があったため、発熱者を受け入れている医療機関の受診を勧めたことは、感染拡大を防ぐ必要性の高い状況下においてやむを得なかったと判断されている。

【参考文献】

- 1) ウエストロー
- 2) [「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対す](#)

[る適切な対応の在り方等について」\(令和元年 12 月 25 日医政発 1225 第 4 号\)](#)

- 3) [『「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について\(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係\)」に関する Q&A について』\(令和 3 年 2 月 10 日事務連絡\)](#)
- 4) [「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」\(令和 2 年 3 月 11 日事務連絡\)](#)
- 5) [「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」\(国立感染症研究所\)](#)
- 6) 判例秘書 L07631071
(東京地裁令和 3 年 8 月 5 日判決)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [With コロナにおける手術医学・市中基幹病院の運用と手術医学の課題について -**](#)
- ・ [外科的矯正治療の普及と質担保・保険適用から 30 年 -**](#)
- ・ [COVID-19 アウトブレイク下における外来や手術の実際**](#)
- ・ [第 27 回 新型コロナウイルス感染症と応招義務\(雑感\)***](#)
- ・ [COVID-19 流行期の緊急事態宣言に伴う手術数制限が症例内容に与えた影響の検討***](#)
- ・ [131 席. 新型コロナウイルス感染症クラスター発生によって看護師が地域生活で体験したストレス**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。